

会 議 案 第 号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会  
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年 月 日

大 津 市 議 会 議 長  
竹 内 基 二 様

提 出 者

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第5章 発言（第23条—<u>第33条の2</u>） （緊急質問等）</p> <p>第33条 議員は、質問（質疑並びに一般質問及び代表質問をいう。以下この条及び次条において同じ。）が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、通常 の発言通告の方法にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2 一略一</p>	<p>目次</p> <p>第5章 発言（第23条—<u>第33条の3</u>） （緊急質問等）</p> <p>第33条 議員は、質問（質疑並びに一般質問及び代表質問をいう。以下この条及び<u>第33条の3</u>において同じ。）が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、通常 の発言通告の方法にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2 一略一</p> <p><u>（オンライン会議システムによる質問等）</u></p> <p><u>第33条の2</u> 議員は、公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助、忌引その他のやむを得ない事由により議場へ参集することが困難であると認められる場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条において「<u>オンライン会議システム</u>」という。）により一般質問又は代表質問（前条第1項の規定により議会の同意を得て行うものを含む。以下この条において同じ。）をすることを希望するときは、<u>法第115条第1項の規定により秘密会を開催する場合を除き、議長の許可を得て、オンライン会議システムにより一般質問又は代表質問をすることができる。</u></p> <p>2 議長は、前項の許可をするときは、当該許</p>

<p>(文書による再質問)</p> <p><u>第33条の2</u> 一略一</p> <p>(議事妨害の禁止)</p> <p>第53条 <u>議場に入る者は、携帯品により会議を妨げ、又は会議中に不必要な発言をし、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。</u></p>	<p><u>可を求める議員の意見を聴いて、オンライン会議システムにより一般質問又は代表質問をするに当たって必要な装置が設置された場所であって議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。</u></p> <p>3 <u>議長は、議員がオンライン会議システムにより一般質問又は代表質問をする場合において法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、オンライン会議システムへの接続を解除することができる。</u></p> <p>(文書による再質問)</p> <p><u>第33条の3</u> 一略一</p> <p>(議事妨害の禁止)</p> <p>第53条 <u>何人も、携帯品等により会議を妨げ、又は会議中に不必要な発言をし、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。</u></p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本会議におけるオンライン会議システムによる一般質問及び代表質問を可能とするため、所要の改正を行うもの

大津市議会議長告示第 号

大津市議会会議規程（平成26年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

大津市議会議長 竹内 基二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(発言の許可)</p> <p>第32条 <u>議場での</u>発言は、全て議長の許可を得た後、議長が定める場所で行わなければならない。</p> <p>(発言の通告及び順序等)</p> <p>第33条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 発言の通告をした議員が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても、発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は効力を失う。</p> <p>5～7 一略一</p> <p>(代表質問の質問方式等)</p> <p>第39条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 代表質問の発言の順位は、所属議員数が多い会派から行う。</p>	<p>(発言の許可)</p> <p>第32条 発言は、全て議長の許可を得た後、議長が定める場所で行わなければならない。</p> <p>(発言の通告及び順序等)</p> <p>第33条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 発言の通告をした議員が欠席したとき <u>(条例第33条の2第1項の規定によりオンライン会議システムにより一般質問又は代表質問をする場合を除く。)</u>、又は発言の順位に当たっても、発言しないとき、若しくは議場にいないとき <u>(同項の規定によりオンライン会議システムにより一般質問又は代表質問をする場合を除く。)</u> は、その通告は効力を失う。</p> <p>5～7 一略一</p> <p>(代表質問の質問方式等)</p> <p>第39条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 代表質問の発言の順位は、所属議員数が多い会派から行う。 <u>ただし、条例第33条の2第1項の規定によりオンライン会議システムにより代表質問をする者があるときは、この限りでない。</u></p>

附 則

この告示は、令和6年 月 日から施行する。

# 議会運営に関する確認事項について

## 4. オンライン質問について

- (1) オンライン質問の範囲は、本会議における一般質問、代表質問（緊急質問を含む）とする。なお、本会議における質疑（公述人、参考人への質疑を含む）は対象とならない。
- (2) オンラインでの質問は、以下の条件に全て当てはまる場合に実施できるものとする。
  - ① 公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助、忌引その他のやむを得ない事由により質問の予定日に会議に出席できないこと。なお、質問の順位を調整しても、質問が行えない場合に限る
  - ② 質問の予定日の前開庁日の正午までに、質問する議員が議長へ申し出ていること。
  - ③ 上記状況を勘案し、議長がオンライン質問を行うことが必要であると判断していること。
- (3) 議長は質問者からのオンライン質問を求める申し出に対して、議会運営委員会に諮ることなく許可を行う。
- (4) 条例第 33 条の2第2項に定める「議長が相当と認める場所」とは以下の条件に全て当てはまる場所とする。ただし、議長がやむを得ないと認める場合はその限りではない。
  - ① 第三者がいない場所
  - ③ オンライン質問に要する機器が設置されており、通信環境が良好で、映像及び音声の送受信に支障がない場所
  - ③ 騒音がなく、音声のやり取りに支障がない場所
  - ④ 政治的主張を殊更に示すものなど、議長が相応しくないと判断するものが映らない場所
- (5) オンライン質問を行う議員は、バーチャル背景を使用しないこと。ただし、第三者のプライバシーを守るなどの事由により、議長がやむを得ないと判断する場合はその限りではない。
- (6) オンライン質問者の質問場所への移動に係る費用弁償及び使用する機器の貸し出しは行わない。
- (7) オンライン質問を行う議員は、議場で質問を行う他の全ての議員の質問終了後に質問を行うこととする。なお、オンラインによる質問者が2名以上の場合は当初の発言順位に従う。
- (8) オンライン質問を行う場合、残時間は議場の表示とする。なお3分前の合図は議場内の残時間表示に基づき議長が行う。
- (9) オンライン質問を行う議員は質問以外に議会の議題に関わることができない。
- (10) オンライン質問において補足資料を使用する際は、質問を行う議員がオンライン会議システムの共有機能を活用する。
- (11) 通信が不安定となり、オンライン質問者の状況が確認できない場合には、議長判断で休憩をとることとする。なお、休憩時間については、合計で 15 分を限度とし、これ以上の時間を要する場合は質問を打ち切ることとする。
- (12) オンライン質問を行う議員は、自己の質問中に第三者が映像に映り込まないように努めなければならない。オンライン参加者の映像に他者が映り込み議事進行に支障が生じたり、他者の関与が疑われたりする場合には、必要に応じて議長は休憩を取るなどの対応を行う。
- (13) オンライン質問を行う議員は出席議員に当たらず、定足数に算定することができないため、会議録においては欠席議員として記載する。なお、その他の事項として、当該議員がオンライン会議システムにより質問を行った旨の記載を行う。